

第57回(2019年度)

岡山市芸術祭

企画提案事業募集要項

本事業は、文化芸術団体や市民グループ等が主体的に取り組む文化芸術事業を募集し、支援します。岡山市芸術祭を盛り上げる、創造性あふれる企画をお待ちしています！

岡山市芸術祭とは、昭和38年にスタートした岡山市で最も伝統ある総合的な文化芸術フェスティバルで、秋から冬にかけて開催しています。これまでに多くの市民参加を得て、文化芸術団体や市民グループ等の文化活動の成果を発表する場として、また、若い世代も含めた市民の皆様に優れた文化芸術にふれていただき、次代の文化活動の担い手を育成する場として親しまれています。

【募集の概要】

対象事業：2019年9月28日(土)～12月31日(火)の期間中に岡山市内で行う文化芸術事業(イベント)

※上記期間外でも、審査により認められることがあります。詳しくは中面をご覧ください。

助成額：助成対象経費(別表)の1/3以内(上限100万円)

募集期間：2019年2月1日(金)～2月28日(木)必着

全体主催：岡山市／岡山市芸術祭実行委員会／
公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団

書類の提出先：〒700-0825 岡山市北区田町一丁目8番30号 伊達ビル3階
公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団内
岡山市芸術祭実行委員会事務局

※提出方法は、郵送または窓口持参

※窓口持参は、午前9時15分～午後6時(土曜・第2日曜・祝日は除く)

【お問い合わせ先】

○岡山市芸術祭実行委員会事務局〔公益財団法人岡山市スポーツ・文化振興財団内〕

〒700-0825 岡山市北区田町一丁目8番30号 伊達ビル3階

TEL:086-232-7811 FAX:086-234-1205 E-mail:art_fes@pol.oninet.ne.jp

<岡山市芸術祭ホームページ> <http://www.city.okayama.jp/art/>

○岡山市 市民生活局 スポーツ文化部 文化振興課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL:086-803-1054 FAX:086-803-1763 E-mail:bunkashinkou@city.okayama.lg.jp

【企画提案事業の内容】

1 事業の趣旨

文化芸術団体や市民グループ等が主体的に取り組む、意欲的で創造的な文化芸術事業に対して、その事業費の一部を助成し、文化芸術団体等と岡山市芸術祭実行委員会が協働して事業を実施することにより、本芸術祭の充実と発展を図り、岡山市全体の文化芸術の振興に寄与することを目指します。

2 応募条件

「3 主催者条件」に該当する者が、「音楽、舞踊、演劇、伝統芸能(能楽・文楽・歌舞伎など)、美術、文学、朗読、写真、芸能(講談・落語・浪曲など)、メディア芸術(映画・漫画など)、生活文化(茶道・華道・書道など)ほか」の分野で、岡山市内において自ら主催(経費の負担を含む。)して行う次のような活動を対象とする。

なお、応募できる事業は、①～⑥の全てに該当し、かつ、⑦～⑩のいずれかが認められるものとします。

- ① 岡山市芸術祭の開催期間中(2019年9月28日～12月31日)に岡山市内で開催すること。
※ 上記の期間外に開催される事業でも、審査により優れていると認められた場合は、「芸術文化振興事業」として認定する場合があります。
- ② 広く一般市民が鑑賞、または、参加できる事業であること。
- ③ 実施団体が明確で、事業の企画から実施まで責任を持って遂行できること。
- ④ 営利や宣伝、募金、寄付を目的としないこと。
- ⑤ 政治的、または、宗教的活動に関わるものでないこと。
- ⑥ 教室(カルチャースクールを含む)、趣味のサークル、職域・学生グループ等による単なる発表の場、また、団体による通常の定期的な公演、作品展等でないこと。
- ⑦ 芸術性に富み、文化の向上に寄与する内容であること。
- ⑧ 創造性に富み、または新たな試みを行うなど従来の文化芸術活動に刺激を与えるような内容であること。
- ⑨ 多くの市民が参加する、または地域資源の活用があるなど、市民・地域による文化活動を促進させる内容であること。
- ⑩ 5年以上の間隔で行われる周年・記念的な活動で、内容・規模等において通年の活動を凌ぐものであること。

3 主催者条件

岡山市内に活動拠点を置き、文化芸術活動を行っている文化芸術団体等で、次のいずれかに該当するもの

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
ただし、地方公共団体が基本金その他これに準ずる資金を出資している法人を除きます。
- ② 特定非営利活動法人(NPO 法人)
- ③ 法人格を有しないが、次の要件をすべて満たしている団体
 - ア 定款に類する規約等を有すること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④ 複数の団体で構成される実行委員会等で次の要件をすべて満たしている団体
 - ア 応募時点で実行委員会等が設立されていること。
 - イ 構成団体の中から財政負担及び運営を中心になって担う中核団体を定め、当該中核団体が上記①～③のいずれかに該当すること。

※ 個人や株式会社等の営利を目的とした法人等は、助成の対象者となりません。

4 助成率及び助成限度額

岡山市芸術祭実行委員会の審査により、予算の範囲内で助成します。

助成額：助成対象経費(別表)の1/3以内で、上限は100万円とします。

5 必要書類 (申請書・予算書は指定の様式をご使用ください。指定のないものは様式自由ですが、A4サイズで統一してください。)

- ① 申請書(様式1)
- ② 収支予算書(様式2)
- ③ 事業企画書(演目、出演者名など具体的な事業内容がわかるもの)
- ④ 団体規約、役員名簿(役職・氏名のみで可)
- ⑤ 団体の活動状況がわかる資料(チラシ・パンフレット・写真など各1部程度)

※ 応募に必要な申請書・収支予算書の様式は、岡山市芸術祭ホームページ(<http://www.city.okayama.jp/art/>)からダウンロードしていただくか、お問い合わせ先にご連絡ください。

※ 記載に際して、パソコン等による作成を推奨しておりますが、やむを得ず手書きで作成する場合は明瞭に記入してください。また、申請書の押印に当たっては、必ず、応募する団体の代表者の印鑑で押印してください。

※ 申請時に提出した書類は審査資料となります。提出後に変更が生じることのないよう、その内容について十分に検討のうえ作成してください。また、書類の不備・記載事項の遺漏等ある場合、申請を受け付けないことがあります。

6 諸注意事項

- ① 申請事業が採択された場合、各団体等が作成するチラシ・パンフレット・プログラム・ポスター・看板等に、主催者として申請団体の名称及び、岡山市芸術祭実行委員会ほか芸術祭全体の主催団体名称を明記し、実行委員会が別に定める掲載フォーマット(ロゴ等の掲示)を必ず表示してください。
- ② 助成金を団体及びその構成員の私的な利益・資産形成に充当しないものとしてください。
- ③ 申請書に記載した事項に変更が生じた場合は、直ちに実行委員会に報告し、実行委員会の指示に従ってください。変更により助成対象事業の要件を満たさなくなる場合は、助成金の交付を取り消します。
- ④ 全事業終了後の参加団体交流会の際に、事業報告(発表)をお願いする場合があります。

7 申請から助成金交付までの流れ

○募集期間【2019年2月1日(金)～2月28日(木)】

○書類審査【3月中】……提出書類に基づいて、岡山市芸術祭実行委員会が事業内容等を書類審査します。

※ 岡山市芸術祭の事業として、企画・内容が優れており、予算の積算内容が記入例に基づいて明確に記載され、実行性がある事業と認められた場合は、書類審査のみで採択される場合があります。

○プレゼン及び審査【2019年4月13日(土)】

……書類審査を通過した団体には、指定日時にお越しいただき、事業内容についてプレゼンテーション(1団体15分程度の説明)をしていただきます。その後の岡山市芸術祭実行委員会において審査の上、採否および助成額を内定します。

○内定通知【4月】……採否について内定通知書(様式3)でお知らせします。

※ 内定通知を受けた後、事業の中止の場合はもとより、事業内容に大きな変更があった場合は、助成内定額の減額または内定の取り消しになる場合があります。

○承諾書の提出【4月】……内定を受けた各団体は、助成内定額や条件等をご確認の上、承諾書(様式4)を提出してください。

○事業報告……事業終了後、1か月以内に、事業実施報告書(様式5)・決算書(様式6)・

領収書コピー(印影が必要)ほか必要書類を提出してください。

※ 領収書の確認ができないと助成金を交付することができないので、ご注意ください。

○助成金確定通知……提出書類を確認・審査の上、助成金確定通知書(様式7)をお送りします。

※ 助成対象経費が減少した場合は、助成内定額から減額し、対象経費が増額した場合は助成内定額のままとします。(収益(黒字)が生じた場合は、収入総額に占める助成金額の割合に応じて、相当額の助成内定額を減額します。なお、損失(赤字)が出た場合は、助成内定額からの増額はありませぬ。)

○助成金交付……助成金交付請求書(様式8)を提出し、受取方法などをお知らせください。

※ 振込みの場合、手数料等は各団体等の負担とさせていただきます。

(別表)岡山市芸術祭企画提案事業／助成対象・対象外経費表

こちらを必ず参照の上、収支予算書(様式2)をご記入ください。

細目		内 訳
助成対象経費	会場費	会場使用料及び会場付帯設備使用料、駐車場使用料 等 (※本番および本番に係るリハーサル・ゲネプロを対象とします。)
	出演費・謝金	○指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、俳優・舞踊家・司会者等出演料 等 ○講師謝金、会場(駐車場)整理謝金、医師・看護師謝金、アルバイト謝金 等
	文芸費・音楽費	○演出料、監修料、振付料、舞台監督料、演出等助手料、音響プラン料、照明プラン料、舞台美術・衣装等デザイン料、台本料、翻訳料、著作権使用料 等 ○作曲料、編曲料、作詞料、楽器・楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料 等
	舞台費・設営費	○大道具費、小道具費、衣装費、かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、照明費、音響費、舞台美術費、器材借料、消耗品費(事業に係るもの) 等 ○会場設営費、会場撤去費
	通信・運搬費	案内状送付料、作品運搬費(展示活動の場合)、道具運搬費、楽器運搬費 等
	旅費・ケーティング費	○交通費 (※本番に係るもののみ、練習や打ち合わせの交通費は含めないでください。) ○宿泊費 (※本番の前泊・当日泊のみ) ○出演者・スタッフケーティング (※本番当日の会場内での弁当代など)
	印刷費・宣伝費・記録費	○チラシ印刷費、ポスター印刷費、プログラム印刷費、各種デザイン料、図録制作費、台本印刷費、楽譜印刷費、入場券印刷費、アンケート用紙印刷費 等 ○広告宣伝費(新聞、雑誌等)、入場券等販売手数料、立看板費、当該活動の告知用ウェブページ作成料 等 ○録画・録音費、写真費 (※当該活動の成果として記録するものに限ります。)
助成対象外経費	○コンクール・オーディションに係る審査経費(謝金・旅費等)及び賞金・賞品代 ○申請団体(共催者含む)の構成団体・構成員に対する支出(出演費、舞台関係経費、謝金、旅費等) ○航空・列車運賃の特別料金(ファーストクラス・ビジネスクラス・グリーン車料金等) ○催事(イベント)保険料 ○その他、助成対象経費として適当でない岡山市芸術祭実行委員会が判断したもの 等	

◎収支予算書(様式2)に記入できない経費

- 事務所運営経費の類: 事務所維持費、電話代、消耗品費(事業に係るものは対象)、交際費、振込手数料、団体のホームページ作成・運営費、人件費
- 申請団体の財産になり得る物の購入経費の類: 楽器・楽譜購入、事務機器・什器の購入経費
- 練習に係る経費の類: 練習場の借料経費、指導料、トレーナー料等経費
- 会議費・接待費の類: 接待費、レセプション・打ち上げの経費、会食にかかる経費、取材・企画・制作等の会議費(打ち合わせ)に関する経費
- その他の経費の類: 記念品代、花束代、タクシー代、ガソリン代、マネジメント料、印紙代

◎経費計上の際の注意点

- 承諾書(様式4)提出以前の経費は計上できません。ただし、本番および本番に係るリハーサル・ゲネプロの為の会場費は除く。
- 応募団体(共催者含む)の構成団体・構成員に対する支出(出演費、舞台関係経費、謝金、旅費等)は、助成対象外経費に計上できます。また、公演等に出演するために遠征することが不可欠な場合の構成員に対して支払う旅費は、助成対象経費に計上できます。
- 練習に係る経費は、計上できません。ただし、通し総稽古(ゲネプロ)に係る経費は、助成対象経費に計上可。